

守監発第28号
平成29年11月29日

守谷市長 松丸修久様

守谷市監査委員 田向 節三 

守谷市監査委員 伯耆田富夫 

平成29年度財政援助団体等監査報告書の提出について

地方自治法（昭和22年法律67号）第199条第1項及び第7項の規定に基づき平成29年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり「監査結果に関する報告書」を提出します。

平成 29 年度

財 政 援 助 団 体 等

監 査 報 告 書

守 谷 市 監 査 委 員

平成29年度財政援助団体等監査報告書

1 監査執行者

代表監査委員 田向 節三
監査委員 伯耆田 富夫

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定に基づく監査

3 監査の実施日

平成29年10月19日

4 監査の実施団体

(1) 補助金等交付団体

対象団体	所管課
公益社団法人 守谷市シルバー人材センター	保健福祉部介護福祉課

(2) 指定管理者

対象団体(対象施設)	所管課
図書館流通センター・常総ビル整美共同事業体 (守谷市立図書館等)	教育委員会生涯学習課

5 監査の範囲

(1) 補助金等交付団体

平成28年度に交付した補助金等の出納及び関係事務の執行について

(2) 指定管理者

平成28年度に執行された公の施設の管理に係る出納、その他事務の執行について

6 監査の方法

補助金等交付団体及び指定管理者から提出された資料並びに所管課から提出された資料に基づき、当該事務事業及び会計経理事務が適正に執行されているか否かについて、各団体代表者から事業の内容等についての説明を聴取した。

7 監査結果

各団体の監査結果については、以下に記載したとおりである。

(1) 公益社団法人守谷市シルバー人材センター (所管課 介護福祉課)

① 事業概要

公益社団法人守谷市シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、市内に居住する定年退職者等高年齢者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又は軽易な業務に係るものとの就業機会を確保し、組織的に提供する等により就業を援助し、高年齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を図ることにより、高年齢者の能力をいかした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に、平成2年2月に「守谷町シルバー人材センター」として設立され、次の事業を行っている。

- ・庭木の剪定・除草等植栽管理業務
- ・公共施設の管理業務
- ・人材派遣業務（簡易作業）

② 組織

公益社団法人守谷市シルバー人材センターは、事務所を茨城県守谷市本町622番地の2に置き、理事長をはじめとする理事13人、監事2人でセンターの運営を行っている。現在の会員数は、429人となっている。

③ 市補助金交付概要

市は、高年齢者の労働能力や技能を活用し、地域社会に密着した短期的な就業機会の提供をしているシルバー人材センターの円滑な事業運営のために、高年齢者等の雇用の安定に関する法律に基づき、守谷市高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱により、実情に応じて必要な補助をしている。

④ 市補助金交付根拠及び交付決定額（平成28年度）

市は、守谷市高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱（平成15年守谷市告示第74号）に基づき、人件費・光熱水費などの管理費及び会議費や役務日・保険料などの事業費を補助している。平成28年度は、人件費充当1,800,000円、一般運営費充当500,000円、事業運営費充当700,000円として合計3,000,000円を支出している。

⑤ 監査結果

市補助金の出納その他の事務の執行は、適正であると認められた。

守谷市でも平成29年度に入り高齢化率は20パーセントを超え、超高齢化社会へと移行しつつある。シルバー人材センターは、定年退職者等の

高年齢者に対し、地域に密着した就労機会を提供することができ、地域社会の支えとして、高年齢者の社会参加を促進するとともに、会員一人ひとりの生きがいや健康増進に寄与している。しかしながら、65歳定年や再雇用などが促進され、若年会員の入会が激減し、平成28年度は、初めて計画人員を割り込み、さらに会員の高齢化が進む中で、就業先と年齢的な適合条件の問題など課題が多くなってきている。

今後も、高年齢者の雇用機会の促進を図るべく、事業内容を見直し、派遣事業への移行や家事支援事業の充実など、創意工夫により、センターの活動維持のため、努力されたい。

(2) 図書館流通センター・常総ビル整美共同事業体 (所管課 生涯学習課) (守谷市立図書館等)

① 図書館流通センター・常総ビル整美共同事業体の概要

図書館流通センター・常総ビル整美共同事業体は、守谷市の図書館等の指定管理業務を実施するに当たり結成された事業体である。

代表企業は、株式会社図書館流通センターで東京都文京区に本社がある。業務内容は図書館コンサルティング、指定管理などの受託事業、電子図書館サービス、学校図書館サービスなど図書館・図書サービス全般にわたっている。特に、指定管理者では豊後高田市立図書館や千代田区立日比谷図書文化館、桑名市立中央図書館など全国で510館の実績がある。また、学校図書館においても25自治体431校を受託している。

平成28年度からの3年間について、選考により指定管理者となった。

(平成28年4月1日～平成31年3月31日)

② 守谷市立図書館等の状況

守谷市立図書館は、市民の文化教養の向上を目指し、自由で公平な資料提供を中心とする図書館活動により、文化の発展に資するために設置されており、守谷中央図書館を中心に各公民館図書室、更には、学校図書室と連携し事業を展開している。

③ 指定管理者制度の導入目的

本施設の管理運営について、多様化する市民ニーズに効果的、かつ効率的に対応するため、民間事業者等の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と安心・安全な利用、経費の削減等を図ることを目的に、指定管理者制度を導入したものである。

④ 収支決算状況（平成28年度）

(単位：円)

収 入		支 出	
利 用 料	0	人 件 費	78,375,105
自 主 事 業 収 入	0	事 務 費	19,819,685
指 定 管 理 料	116,493,000	事 業 費	11,011,921
雑 収 入 ・ そ の 他	500,470	そ の 他	6,291,938
収 入 合 計	116,993,470	支 出 合 計	115,498,649

(収入) (支出) (収支)
116,993,470 円 - 115,498,649 円 = 1,494,821 円 (ADEA 未実施分)

⑤ 監査結果

指定管理業務は協定書に沿って適切に管理され、指定管理料の出納及びその他の事務の執行は適正であると認められた。

当該事業体については、指定管理協定後、人事面のトラブルがあり、館長の交代なども市議会等から指摘を受けたこともあったが、現在は、正常化しつつある。

中央図書館については、利用時間の延長や休館日の減など運営面でのサービス向上を図り、また、休憩コーナーの改修や図書消毒器の設置など快適な利用環境の整備を行った。更に、図書館ボランティアとの連携強化を図ることにより利用者数の増加に繋げた。

施設については、建築から20年余が経過していることもあり、安全管理を徹底し、利用者が安心して利用できるように努めるとともに、民間事業者のノウハウを生かしつつ、市民ニーズに適格に応えられる事業展開と、効率的な管理運営に努力されたい。